

各務原市図書館資料収集方針

平成27年3月25日（決裁日）

（目的）

第1条 この収集方針は、各務原市図書館における資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 各務原市図書館における資料の収集は、次の各号を基本方針とする。

- （1）図書館は、住民の「知る自由」を社会的に保障する機関である。市民の要求及び社会的動向が十分に反映されるよう配慮して、利用者の学習、文化、教養、調査研究実用及びレクリエーション等に資する資料を各分野にわたり基本的な資料を中心に幅広く収集するものとする。ただし、特殊でかつ高度の専門書、また、高価な資料については、将来的に利用頻度が高いと予想され、資料として価値が高いと認められるものを除いては、他の機関を利用する。
- （2）資料収集は、「図書館の自由に関する宣言」「ユネスコ公共図書館宣言」の趣旨を尊重し、公共図書館としての社会的責任を果たすよう努める。
- （3）資料収集においては、あらゆる思想、信条、宗教に対して、公平で自由な幅広い視野をもって行うものとする。
- （4）資料収集においては、館内外奉仕のための図書形態の資料は勿論のこと、新聞、雑誌、パンフレット、視聴覚資料等の収集に努める。
- （5）資料収集においては、市民の要求を十分に考慮して選定する。さらに、学術的、教育的、社会的に価値のあるものを評価して収集する。
- （6）資料収集においては、購入のみならず、寄付、寄贈、スポンサー制度等の手段を十分に活用する。
- （7）収集する資料は、原則として国内で刊行される資料を中心とする。
- （8）中央図書館、川島ほんの家、中央ライフデザインセンター図書室、もりの本やさん・森の交流館、移動図書館は資料の収集にあたり、各館の特徴を生かすとともに、協力と分担により効率的な蔵書構成を図る。

（資料の範囲と収集基準）

第3条 資料の範囲と収集基準は、次の各号のとおりとする。

（1）一般図書

- ア 利用者の生涯学習を支援するため、各分野の基本図書を充実する。
- イ 多文化資料については、岐阜県図書館と連携する。

（2）児童図書

- ア 乳幼児から小学生を対象とした資料を収集する。その基準は一般図書に準じるもの

とする。

イ また、子ども読書活動推進計画に関わる資料、学校図書館へ支援する資料は積極的に収集する。

(3) 参考図書（レファレンス図書）

ア 利用者の調査・研究の参考となるための資料として、辞・事典、年鑑、白書、統計書、目録等を収集する。

(4) 郷土資料・行政資料

ア 各務原市に関する資料は、網羅的に収集する。

イ 岐阜県に関する資料は、各務原市関連のものを中心に収集する。

ウ 寄贈、寄託による各務原市関連の資料は、必要に応じて収集整理する。

エ 各務原市が発行した行政資料は、すべて収集する。

(5) 逐次刊行物

ア 新聞は、主要全国紙を中心に、専門紙、地方紙及び児童生徒を対象にしたものを収集する。

イ 雑誌は、各分野の基本的なものを中心に、児童及び青少年向けのものも含めて収集する。

ウ 新聞、雑誌は、利用の高いものを収集するように努め、スポンサー制度を活用する。

(6) 視聴覚資料

ア CD、カセットテープは評価の定まったものを中心に各分野を収集する。

イ ビデオテープ、DVD は著作権に配慮して収集する。

ウ 利用の高いものを収集するように努める。

(7) 障害者サービス資料

ア 視覚障害のある人たちへのサービスのため、録音図書、点字図書及び大活字図書等を収集する。

(8) 電子図書、インターネット資料

ア 参考図書の補完用として、また省スペースを図り、電子図書の利用を進める。

イ インターネット資料については、有料データベースも活用する。

(選書収集委員会)

第4条 資料の採否は選書収集委員会が、その資料について種々の角度より検討し選定する。

(1) 組織

委員会は館長、館長補佐、図書係長及び館長が指名した職員で構成する。なお、委員長は館長とする。

(2) 運営

ア 図書については、館長から指名を受けた職員が毎週選定をする。ただし、選定について疑義のあるときは、必要に応じて委員会を開き選定する。

イ 新聞、雑誌、視聴覚資料については、必要に応じて委員会を開き選定する。

(各館の役割)

第5条 収集における各館の役割は、次の各号のとおりとする。

(1) 中央図書館

各務原市図書館の総合図書館として、ビジネス・行政支援・子育て・美しい心育て関連図書の充実に努め、各館と連携し効率的な資料の収集を行う。また、郷土資料、行政資料、航空宇宙関係図書の保存機能を担う。

(2) 川島ほんの家

自然環境図書に特色を持った資料の充実に努める。また、分館として、美しい心育て・ヤングアダルト図書等の基本的資料を幅広く収集する。

(3) 中央ライフデザインセンター図書室

健康図書に特色を持った資料の充実に努める。また、生涯学習施設にある図書室として、シニア世代応援図書・パソコン関係図書等も積極的に収集する。

(4) もりの本やさん・森の交流館

児童・乳幼児・三世代交流図書に特色を持った資料の充実に努める。

(5) 移動図書館

幼児・親、中高年者対象図書、大活字本等に特色を持った資料の充実に努める。また、出前図書館として、企業の事業に関連する本、小説、趣味、話題の本等も幅広く収集する。

(寄贈、寄託)

第6条 寄贈、寄託を受ける資料は、次の各号のとおりとする。

(1) 郷土資料、及び行政資料

(2) 各務原市と特に係わりの深い資料

(3) 航空宇宙関係の資料

(4) その他館長が必要と認めた資料

(除外する資料)

第7条 収集から除外する資料は、次の各号のとおりとする。

(1) 人権への配慮に欠ける資料

(2) 公序良俗に著しく反し、あるいは犯罪を助長するような資料

(3) 特定の機関、個人及び団体を中傷するような資料

(4) 特定の機関、個人及び団体を宣伝するような資料

(5) 学習参考書、受験参考書、各種試験問題集

(6) 管理が困難な資料 (洋書、コミック、しかけ本、ペーパークラフト、書込み式の図書、攻略本、文庫本より小さい本等)

(7) 青少年に有害と見なされる資料 (アダルト系図書等)

(委任)

第8条 この方針に定めるものの他、資料収集に必要な事項は選書収集委員会により定める。

附則

(施行期日)

1 この方針は、平成27年3月25日から適用する。

(各務原市立図書館資料収集方針の廃止)

2 次に掲げる方針は、廃止する。

各務原市立図書館資料収集方針（平成12年11月1日制定）